

沖縄県警察の足痕跡取扱いに関する訓令

発出年月日 : 平成 09 年 04 月 07 日

文書番号 : 沖縄県警察本部訓令 9

公表範囲 : 概要

改正 平成 12.12 訓令 20

平成 30.1 訓令 1

平成 30.3 訓令 11

沖縄県警察足こん跡等取扱いに関する訓令（昭和 47 年沖縄県警察本部訓令第 72 号）の全部を改正する。

第 1 条 趣旨

この訓令は、足跡取扱規則（昭和 54 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）及び足跡取扱細則（昭和 54 年警察庁訓令第 9 号。以下「細則という。」に定めるもののほか、足痕跡の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。